

公益法人に関する NGO 連絡会・遺贈分科会規程

基本方針

この規程は、国際協力 NGO が公益法人として適正なコンプライアンス及びガバナンスの下で円滑な組織運営等を行い、公益目的事業を推進する活動の一環として遺贈・相続財産の寄附等を社会的に促進することを目的とする趣旨を規定する。

公益法人に関する NGO 連絡・遺贈分科会（以下、分科会という）は、「公益法人に関する NGO 連絡会（平成 21 年 8 月 13 日設立）」（以下、連絡会という）の枠組みの中で活動する。連絡会は、国際協力 NGO センター（JANIC）正会員ワーキンググループとして位置付けられていることを認識する。分科会の活動は、日本の社会的な関心事とも密接に関連しているため、行政庁である内閣府を始め、外務省、税理士法人、金融機関等とも幅広く情報交換と連携を促進する。また分科会の活動内容の専門性に鑑み、公益財団法人公益法人協会とも連携・協力を行う。

（目的）

第 1 条 分科会は、加入する公益法人が円滑に組織運営及び事業実施を行うことを支援することを目的とする。

2. 分科会は、連絡会と情報及び経験の共有を行う。

（活動）

第 2 条 分科会は以下の活動を行う。

- 1) 遺贈・相続財産の寄附等に関する情報および経験の共有を行う。
- 2) 遺贈・相続財産の寄附等を国際協力及び国内における公益目的活動に活用するために、社会の理解促進及び啓発活動等を行う。
- 3) 社会的な認知を獲得するために、遺贈・相続財産の寄附等を促進するための共同パンフレットを作成し広く活用する。
- 4) 遺贈・相続財産の寄附等を促進している他の団体等との情報交換及び連携を促進する。
- 5) 遺贈・相続財産の寄附等について専門的な知識及び知見等を有する団体及び個人との連携を図る。
- 6) 行政庁である内閣府と必要に応じて情報交換を行う。
- 7) 分科会の活動の趣旨である国際協力の観点から、外務省との情報交換及び連携を促進する。
- 8) 分科会の活動の趣旨を社会的に幅広く認知させるため、税理士法人、金融機関、弁護士、公認会計士、司法書士、民間団体、地区組織等とも柔軟かつ有機的に連携・協力を促進する。
- 9) 分科会の活動に係るコンプライアンスとガバナンスを確保するために、公益財団法人公益法人協会等の関係団体との連携・協力を行う。
- 10) その他関係機関等と連携協力を必要に応じて行う。
- 11) 分科会の活動の進展に伴い、関連する活動を行う。

(分科会の議題等)

第3条 分科会の議題案及び連絡事項等は、加入団体が提案する。

2. 分科会の議題案及び連絡事項等は、連絡会を開催する幹事役または世話役団体が提案することができる。

(分科会の運営)

第4条 分科会は、加入する公益法人等の自主的な運営とする。

2. 分科会の運営費及び会費等は当分の間、徴収しない。

(分科会の招集及び開催)

第5条 分科会の開会は、幹事役または加入団体の持ち回りで世話役団体が招集する。

2. 分科会は必要に応じて開催する。

(会合の記録)

第6条 分科会を招集する幹事役または世話役団体は、連絡会の会合の議題、報告事項等について簡潔に記録する。

2. 分科会の会合記録の内容は、分科会のメンバーに配付する。

3. 分科会の会合の記録は、必要がある場合、外部の団体等と共有することができる。

(メンバーの条件等)

第7条 分科会のメンバーは以下の通りとする。

1) 原則として連絡会のメンバーであること。

2) 分科会の活動と意思決定に継続的に参加し、貢献する意思のある団体であること。

3) 遺贈及び相続財産の寄附等に係る活動において、分科会は政治活動を行わない。

4) 遺贈及び相続財産の寄附等に係る活動において、社会から幅広く支持され資金を得ることを目的として、開発途上国等での開発協力及び自然災害において現地で支援活動を主に実施する団体とする。

5) 分科会のメンバーは別添の通りとする。

(新規団体の加入)

第8条 分科会の新規メンバーを検討する場合、分科会に出席するメンバーの3分の2以上の賛成で承認する。

2. 新規メンバーの承認手続きは、電磁的方法により承認の手続きを行うことができる。但し、この場合は、全ての連絡会メンバーが賛否の意思を表明することを条件とする。

(脱会)

第9条 分科会のメンバーが脱会する場合は、脱会届を連絡会宛てに提出する。

(オブザーバーの参加等)

第 10 条 分科会の新規オブザーバーを検討する場合、分科会開催時に出席するメンバーの 3 分の 2 以上の賛成で承認する。

2. オブザーバーの承認手続きは、電磁的方法により承認の手続きを行うことができる。但し、この場合は、全ての連絡会メンバーが賛否の意思を表明することを条件とする。

(オブザーバーの条件等)

第 11 条 オブザーバーは、以下の条件のどれか一つを満たすこととする。

- 1) 公益法人である国際協力 NGO であること。
- 2) JANIC の役職員であること。
- 3) 公益法人協会の役職員であること。
- 4) その他、前条で承認されたオブザーバーであること。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、連絡会メンバーの 5 分の 1 以上の賛成で発議ができる。

2. 規程の改廃は、発議する団体から分科会開催 1 週間前に分科会メンバーへ説明する。
3. 規程の改廃は、分科会開催時に出席するメンバーの 3 分の 2 以上の賛成で承認する。
4. 規程の改廃の承認手続きは、電磁的方法により承認の手続きを行うことができる。但し、この場合は、全ての分科会メンバーが賛成の意思を表明することを条件とする。

附則

この規程は平成 27 年 1 月 30 日に制定する。(平成 27 年 1 月 30 日分科会で承認)

この規程は平成 27 年 8 月 5 日に改定する。(平成 27 年 8 月 5 日分科会で承認)

別表 1. 公益法人に関する NGO 連絡会・遺贈分科会メンバー (50 音順)

1	公益社団法人アジア協会アジア友の会
2	公益財団法人オイスカ
3	公益財団法人ケア・インターナショナル ジャパン
4	公益社団法人シャンティ国際ボランティア会
5	公益財団法人ジョイセフ
6	公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会
7	公益社団法人日本国際民間協力会

別表 2. 公益法人に関する NGO 連絡会メンバー (50 音順)

1	公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本
2	公益社団法人アジア協会アジア友の会
3	公益財団法人オイスカ
4	公益財団法人ケア・インターナショナル ジャパン
5	公益財団法人国際開発救援財団
6	公益社団法人シャンティ国際ボランティア会
7	公益財団法人ジョイセフ
8	公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
9	公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会
10	公益社団法人日本国際民間協力会
11	公益財団法人プラン・ジャパン

別表 3. 公益法人に関する NGO 連絡会オブザーバー (50 音順)

1	特定非営利活動法人国際協力 NGO センター (JANIC)
2	公益財団法人 早稲田奉仕園